

諮問日：平成29年4月18日（平成29年度（最情）諮問第12号）

答申日：平成29年7月24日（平成29年度（最情）答申第23号）

件名：特定期間に最高裁判所に挨拶回りに来た団体名が分かる文書等の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「平成26年4月1日から平成27年10月15日までの間に、最高裁判所に挨拶回りに来た団体名が分かる文書」及び「最高裁判所裁判官，最高裁判所事務総局の事務総長及び局課長，首席調査官並びに司法研修所長が着任した際，どの団体に挨拶回りに行くことになっているかが分かる文書（最新版）」（以下，併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成29年3月30日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

「平成26年4月1日から平成27年10月15日までの間に，最高裁判所に挨拶回りに来た団体名が分かる文書」については，最高裁判所において挨拶回りに来た団体名を記録に残しておく必要はないため，対象文書を作成し，又は取得していない。

また、「最高裁判所裁判官，最高裁判所事務総局の事務総長及び局課長，首席調査官並びに司法研修所長が着任した際，どの団体に挨拶回りに行くことになっているかが分かる文書（最新版）」については，挨拶回りは儀礼上のものにすぎず，異動者がいつどこに挨拶回りに行くかについては，異動者の意向が重視され，更に離着任時の事務手続の日程，挨拶先の事情等を勘案して個別に決められるものであるから，事務処理上，これが分かる文書を作成し，又は取得する必要はない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年4月18日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月9日 審議
- ④ 同年7月21日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は，本件開示申出文書について，いずれも作成し，又は取得する必要がない，と説明する。この点につき，そもそも挨拶回りは儀礼上のものにすぎない上，挨拶回り先について何らの定めもないことからすれば，挨拶回り先は個々の異動者の意向等を勘案して個別に決められるものであり，これが分かる文書を作成し，又は取得する必要はなく，また，最高裁判所において挨拶回りに来た団体名を記録に残しておく必要もない，という上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか，最高裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって，最高裁判所において，本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから，原判断については，最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人